

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年1月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	12件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	12件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500384号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500219号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月25日の標準賞与額を3万8,000円、平成16年2月25日の標準賞与額を8万8,000円、平成16年8月25日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日、平成16年2月25日及び同年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

請求期間に係る標準賞与額の記録がないが、当該期間においてA社から賞与が支給されたと思うので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までの期間について、A社の元代表清算人から提出された資料及び同僚から提出された給与明細書から判断して、請求者は、標準賞与額(請求期間①は3万8,000円、請求期間②は8万8,000円、請求期間③は6万円)に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から③までの期間に係る賞与の支給日については、元代表清算

人の陳述及び請求者のオンライン記録から判断して、請求期間①は平成 15 年 8 月 25 日、請求期間②は平成 16 年 2 月 25 日及び請求期間③は平成 16 年 8 月 25 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、平成 15 年 8 月 25 日、平成 16 年 2 月 25 日及び同年 8 月 25 日に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500366号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500221号

第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年9月8日、喪失年月日を昭和55年11月14日に訂正し、昭和55年9月の標準報酬月額を11万円、昭和55年10月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和55年9月8日から同年11月14日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年9月8日から同年11月14日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年9月8日から同年11月14日まで

昭和55年9月8日から同年11月13日まで、A社で、C業務を行った。しかし、この期間の年金記録がない。保管している源泉徴収票によると、給料の支給を受け、保険料も控除されていたので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和55年分給与所得の源泉徴収票及びA社の同僚の回答によると、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の源泉徴収票によると、請求者が標準報酬月額 (昭和55年9月は11万円、昭和55年10月は14万2,000円) に相当する給与の支給を受け、標準報酬月額 (昭和55年9月及び同年10月いずれも19万円) に見合う厚生年金保険料を事業主に

より当該給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の源泉徴収票で推認できる支払金額から、昭和55年9月は11万円、昭和55年10月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年9月8日から同年11月14日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、昭和55年9月8日から同年11月14日までの期間において、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和55年9月8日から同年11月14日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第1500379号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第1500222号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における昭和49年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和49年4月から同年7月までの標準報酬月額については、4万5,000円から8万6,000円とする。

昭和49年4月から同年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者の昭和49年4月から同年7月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求期間のうち、請求者のA社における昭和49年8月1日から昭和50年10月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和49年8月から昭和50年9月までの標準報酬月額については、4万5,000円から8万6,000円とする。

昭和49年8月から昭和50年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和47年4月3日から昭和50年10月1日まで

私が所持しているA社の給与明細書の内容と標準報酬月額が異なっているの
で、正しい届出がされていなかったと思う。請求期間について標準報酬月額を訂
正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、昭和49年4月1日から同年8月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下、「被保険者原票」という。）によると、請求者の当該期間の標準報酬月額が4万5,000円と記録されているが、請求者から提出された同社に係る昭和49年4月、同年6月及び同年7月の給与明細書により、請求者が当該期間において標準報酬月額8万6,000円に相当する報酬月額の支給を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の妻（元役員）からは回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、昭和49年8月1日から昭和50年10月1日までの期間については、i) 請求者のA社に係る被保険者原票によると、昭和47年4月の資格取得時及び昭和47年10月の定時決定において3万9,000円、昭和48年8月の随時改定において4万5,000円と記録されているものの、昭和49年においては、随時改定及び定時決定のいずれも記録されていないことが確認できること、ii) 日本年金機構B事務センターは、当該被保険者原票の昭和49年の随時改定又は定時決定の記載がない理由について、確認がとれず原因は不明だが、届出があるにもかかわらず、記録上の登録が漏れたことが考えられる旨の回答をしていること、iii) A社に係る被保険者原票において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚32人全員に、昭和49年8月の随時改定の記録が確認できることから、請求者の昭和49年における標準報酬月額について、随時改定又は定時決定のいずれも記録されていないことは不自然である。

また、上記の昭和49年4月、同年6月及び同年7月の給与明細書によると、当該期間において標準報酬月額8万6,000円に相当する報酬月額の支給を受けたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が主張する昭和49年の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが推認できることから、昭和49年8月1日から昭和50年10月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録を8万6,000円とすることが必要である。

- 3 請求期間のうち、昭和47年4月3日から昭和49年4月1日までの期間について

は、i) 請求者は当該期間の給与明細書を保管していないこと、ii) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でないこと、iii) 同社の請求期間当時の事業主は、死亡していること、iv) 請求者が社会保険事務担当者として名前を挙げた当該事業主の妻（元役員）から回答を得ることはできないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録のある72人の同僚に照会し、49人から回答を得たが、当該期間当時の給与明細書等を保管している者はいない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500335 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500223 号

第1 結論

請求者のA社における昭和56年8月1日から昭和59年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和56年8月から昭和58年9月までの標準報酬月額については9万2,000円から11万円、昭和58年10月から同年12月までの標準報酬月額については9万8,000円から11万円とする。

昭和56年8月から昭和58年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和56年8月から昭和58年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のB社における昭和59年1月1日から平成元年10月1日までの期間及び平成2年1月1日から平成3年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和59年1月から昭和63年9月までの標準報酬月額については9万8,000円から11万円、昭和63年10月から平成元年9月までの標準報酬月額については10万4,000円から11万円、平成2年1月から同年9月までの標準報酬月額については13万4,000円から20万円、平成2年10月から同年12月までの標準報酬月額については19万円から20万円とする。

昭和59年1月から平成元年9月までの期間及び平成2年1月から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和59年1月から平成元年9月までの期間及び平成2年1月1日から同年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月 7 日から昭和 59 年 1 月 1 日まで

② 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 6 月 3 月 16 日まで

A 社及びその関連会社である B 社で勤務していた時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて低くなっているため、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①について、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求者の標準報酬月額は、昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定により従前の 11 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、A 社において、給与が下がったことはない旨陳述しているところ、複数の同僚からも上記の随時改定による標準報酬月額の引下げに相当する給与の引下げがあったとする回答及び陳述は得られない。

また、被保険者名簿によると、複数の同僚についても、請求者と同様に、昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、これらの複数の同僚から提出された給与支払明細書等によると、いずれの同僚も、昭和 56 年 8 月から昭和 58 年 12 月までの期間において、随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①のうち、昭和 56 年 8 月から昭和 58 年 12 月までの期間において、昭和 56 年 8 月 1 日の随時改定により標準報酬月額が引下げられる前の標準報酬月額（11 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に適用事業所ではなくなっている上、請求期間の事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、複数の同僚から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、当該期間の請求事業所である B 社は、請求者及び同僚によれば、請求期間①の請求事業所である A 社の事業主が営業部門を独立させて設立した事業所であるとしているところ、A 社及び B 社の被保険者名簿によれば、双方の事業主

が同一人物であること、B社は、昭和59年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていること及び請求者と同じく昭和59年1月1日にA社において被保険者資格を喪失し、同日にB社において被保険者資格を取得している同僚が多数いることが確認できるとともに、請求者及び複数の同僚は、B社に異動しても給与が下がったことはない旨回答及び陳述している。

また、前述のA社において昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられ、かつ、同社において昭和59年1月1日に被保険者資格を喪失し、同日にC社において被保険者資格を取得している同僚のうちの複数の者から提出された給与支払明細書等によると、いずれの同僚も、昭和59年1月から平成元年9月までの期間において、前述の随時改定前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、請求者が所持する昭和63年度及び平成元年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書並びに昭和59年分、昭和60年分、平成元年分及び平成2年分の給与所得の源泉徴収票により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間②のうち、昭和59年1月から平成元年9月までの期間において、昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引下げられる前の標準報酬月額（11万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、平成2年1月から同年12月までの期間において、平成2年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額から標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は既に適用事業所ではなくなっている上、請求期間の事業主も既に死亡しているため確認することはできないが、複数の同僚から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、昭和51年12月7日から昭和56年8月1日までの期間については、請求者の報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与支払明細書等の資料がない上、同僚の給与支払明細書等における保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

また、請求期間②のうち、平成元年10月1日から平成2年1月1日までの期間及び平成3年1月1日から平成6年3月16日までの期間については、請求者が提出した平成元年分の給与所得の源泉徴収票及び平成2年度の市民税・県民税特別徴収税額

通知書、並びに複数の同僚から提出された給与支払明細書及び賞与支払明細書によれば、請求者の報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であると推認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることは確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、昭和 51 年 12 月 7 日から昭和 56 年 8 月 1 日までの期間並びに請求期間②のうち、平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日までの期間及び平成 3 年 1 月 1 日から平成 6 年 3 月 16 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500397 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500224 号

第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額を 43 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月

A 事業所に勤務していた時に支払われた平成 15 年 12 月賞与の記録が漏れており、社会保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された流動性預金取引履歴明細票、請求者から提出された平成 15 年分給与所得の源泉徴収票及び B 社の回答により、請求者は、請求期間において事業主から 43 万円の賞与の支払いを受け、43 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前記明細票の入金日から平成 15 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 15 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行った

か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500416 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500225 号

第 1 結論

請求者の A 事業所（現在は、B 社）における平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額を 51 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月

A 事業所に勤務していた時に支払われた平成 15 年 12 月賞与の記録が漏れており、社会保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

金融機関から提出された流動性預金取引履歴明細票及び B 社からの回答により、請求者は、請求期間において事業主から 51 万円の賞与の支払いを受け、51 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前記明細票の入金日から平成 15 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 15 年 12 月 10 日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行った

とは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500380 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500226 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 54 年 8 月 2 日から同年 5 月 14 日に訂正し、昭和 54 年 5 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 54 年 5 月 14 日から同年 8 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 54 年 5 月 14 日から同年 8 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 5 月 14 日から同年 8 月 2 日まで

昭和 54 年 5 月 14 日から昭和 55 年 5 月末までの期間、C 社で D 業務をしていた。昭和 54 年 8 月 2 日から昭和 55 年 6 月 1 日までの期間は、同社の関連会社である A 社 B 営業所の事業所名で厚生年金保険の被保険者記録があるが、請求期間の記録がない。保管してあった昭和 54 年 5 月分から昭和 55 年 5 月分の C 社名の給料支払明細書を提出するので、請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出のあった昭和 54 年 5 月から昭和 55 年 5 月までの給料支払明細書により、請求者は、当該期間に C 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者は、昭和 54 年 8 月 2 日から昭和 55 年 6 月 1 日までの期間について A 社において厚生年金保険の被保険者になっていることが確認でき、A 社は、当時 C 社の従業員で厚生年金保険の被保険者資格要件を満たした者は、A 社にて厚生年金保険

の被保険者資格を取得させていた旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社B営業所において請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和54年5月から同年7月までの標準報酬月額については、請求期間に係る給料支払明細書により確認できる支給額又は厚生年金保険料の控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、昭和54年5月から同年7月までの期間について、同社が保管している請求者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得年月日が昭和54年8月2日となっていることから、A社B営業所の事業主から同日を資格取得年月日として厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和54年5月から同年7月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500476 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500227 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年3月31日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成17年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年3月31日

平成17年3月31日にA社から賞与が支給されたのにもかかわらず、標準賞与の記録がない。賞与から保険料が控除されたのは確かなので年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から平成26年2月6日に提出された平成17年分所得税源泉徴収簿の写し及び請求者から提出された総合口座通帳の写しにより、請求者は、請求期間において事業主から3万円の賞与の支払いを受け、3万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成17年3月31日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行った

とは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500418 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500228 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA機関B支局における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和24年*月*日から同年*月*日に訂正し昭和24年*月の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

昭和24年*月については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和24年*月*日から昭和27年1月15日まで

昭和26年3月当時、訂正請求記録の対象者はA機関に勤めてC業務をしていた。訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間の記録がない。最近、昭和25年10月9日にA機関の玄関前で写した写真が見付かり、請求期間も継続してA機関に勤務していたはずなので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

D機関E支局から提出された訂正請求記録の対象者の人事記録によると、「昭和23年11月26日、採用(A機関B支局)」、「昭和24年*月*日、法によりF機関となる」、「昭和27年1月15日、辞職」と記載されていることから、訂正請求記録の対象者は、

請求期間にA機関B支局及びF機関に勤務していたことが認められる。

また、G共済組合連合会の回答によると、訂正請求記録の対象者は、昭和24年*月*日から昭和27年1月15日までG共済組合の組合員であり、当該期間について退職一時金を支給されていることが確認できる。

さらに、A機関B支局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の表紙の摘要欄には昭和24年*月*日の日付が記載され、昭和24年*月*日に適用事業所ではなくなっているところ、当該日付は、当初、同年*月*日と記載され、その後、同年*月*日と訂正され、再度、同年*月*日と訂正されている上、被保険者名簿の資格喪失年月日も、訂正請求記録の対象者を含む*人全員について同年*月*日から同年*月*日に訂正されており、日本年金機構H事務センターは、当該資格喪失年月日の訂正理由について不明と回答している。

加えて、A機関は法により、昭和24年*月*日から設置され、A機関B支局は同日からF機関となった。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA機関B支局における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、昭和24年*月*日とすることが妥当である。

また、昭和24年*月の標準報酬月額については、A機関B支局に係る被保険者名簿の昭和24年*月の標準報酬月額の記載から5,000円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち昭和24年*月*日から昭和27年1月15日までについては、前述のとおり訂正請求記録の対象者はG共済組合に加入していたため、厚生年金保険被保険者資格の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500390 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500229 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年3月31日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 3 月

平成17年3月にA社から賞与が支給されたのにもかかわらず、標準賞与の記録がない。賞与から保険料が控除されたのは確かなので年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から平成26年2月6日に提出された平成17年分所得税源泉徴収簿の写し及び同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間において事業主から1万円の賞与の支払いを受け、1万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、前記所得税源泉徴収簿の写しに記載されている賞与支給月日から平成17年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成17年3月31日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求

どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500417 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500230 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和31年10月15日、喪失年月日を昭和32年9月25日に訂正し、昭和31年10月から昭和32年8月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

昭和31年10月15日から昭和32年9月25日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和31年10月15日から昭和32年9月25日まで

請求期間にA社に勤務していた。一緒に勤務していた幼なじみの同僚には厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の請求期間の記録がない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、請求者の生年月日とは異なるが、請求者の請求期間当時の氏名と同姓同名（名前の字は異なる）で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和31年10月15日、資格喪失年月日は昭和32年9月25日）が確認できる。

さらに、請求者が記憶している同僚は、A社において二回目に就職する際に、幼なじみである請求者を連れて入社し、1年間くらい一緒に勤務した旨の陳述をしているところ、A社に係る被保険者名簿において、上述の未統合記録の上の段に当該同僚の請求期間当時の氏名が確認でき、二人の資格取得年月日は同日となっている上、当該同僚は、請求者が請求期間当時氏名を記載する場合は被保険者名簿に記載されている

字を使用していた旨の陳述もしていることから、当該未統合記録は請求者の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、請求者が昭和31年10月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和32年9月25日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

なお、昭和31年10月から昭和32年8月までの標準報酬月額については、旧台帳及び被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500322 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500231 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年6月1日から同年9月1日までの期間及び平成19年1月1日から平成21年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成18年6月から同年8月までの期間は22万円を24万円に、平成19年1月から同年12月までの期間は24万円を26万円に、及び平成20年1月から平成21年3月までの期間は24万円を28万円にする。

平成18年6月から同年8月までの期間及び平成19年1月から平成21年3月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年6月から同年8月までの期間及び平成19年1月から平成21年3月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月10日は28万円、平成18年12月13日は37万1,000円、平成19年8月10日は30万4,000円、平成19年12月10日は42万円、平成20年8月8日は30万8,000円及び平成20年12月10日は30万1,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、平成18年12月13日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月8日及び平成20年12月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月10日、平成18年12月13日、平成19年8月10日、平成19年12月10日、平成20年8月8日及び平成20年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 9 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日まで
② 平成 18 年 8 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 8 月
⑤ 平成 19 年 12 月
⑥ 平成 20 年 8 月 8 日
⑦ 平成 20 年 12 月 10 日

請求期間①について、A社から支給されていた給与額より、標準報酬月額が低い額で記録されていると思うので、年金額に反映されるよう訂正してほしい。

また、請求期間②から⑦までについて、同社から賞与が支給されていたが、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間について、B市から提出された給与支払報告書、源泉徴収票及び金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、24 万円から 30 万円までの標準報酬月額に見合う報酬月額の支払いを受け、24 万円から 28 万円までの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

ただし、平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前記給与支払報告書、源泉徴収票及び預金取引明細表において推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 18 年 6 月から同年 8 月までの期間は 24 万円、平成 19 年 1 月から同年 12 月までの期間は 26 万円、平成 20 年 1 月から平成 21 年 3 月までの期間は 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保

険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 18 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 19 年 1 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成 15 年 9 月 1 日から平成 18 年 1 月 1 日までの期間については、平成 15 年から平成 17 年までの期間に係る給与支払報告書が B 市において保管されていない上、事業所に照会を行ったものの回答が得られないことから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、請求期間①のうち平成 18 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間及び平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 1 月 1 日までの期間については、平成 18 年に係る給与支払報告書から推認される厚生年金保険料額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録において確認できる標準報酬月額（22 万円又は 24 万円）を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②から⑦までについて、金融機関から提出された預金取引明細表及び同僚から提出された賞与支給明細から判断すると、請求者は、事業主から 28 万 2,000 円、39 万円、30 万 4,000 円、42 万円、30 万 8,000 円及び 30 万 8,000 円の標準賞与額に見合う賞与が支給され、28 万円、37 万 1,000 円、30 万 4,000 円、42 万円、30 万 8,000 円及び 30 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前記預金取引明細表及び賞与支給明細において推認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 28 万円、請求期間③は 37 万 1,000 円、請求期間④は 30 万 4,000 円、請求期間⑤は 42 万円、請求期間⑥は 30 万 8,000 円及び請求期間⑦は 30 万 1,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までに係る賞与の支払日については、前記預金取引明細表の振込日及び同僚のオンライン記録から、請求期間②は平成 18 年 8 月 10 日、請求期間③は平成 18 年 12 月 13 日、請求期間④は平成 19 年 8 月 10 日及び請求期間⑤は平成 19 年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間②から⑦までに係る請求者の届出や保険料納付につ

いて、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500412号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500220号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(昭和51年4月7日からは、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年2月12日から昭和52年8月1日まで

私は、昭和48年2月12日からA社に入社し、C業務をしていたが、請求期間の厚生年金保険の記録がないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の同僚及び元役員の回答により、期間は特定できないが、請求者が昭和52年8月1日以前に当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、i) B社は平成元年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、ii) 請求期間当時の事業主は死亡していること、iii) 商業登記簿謄本によると、B社は平成元年6月*日に解散していることが確認できること、iv) B社の代表清算人は、資料がなく、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は不明である旨の回答をしていること、v) 請求者は、給与明細書や源泉徴収票等の資料を保管していない旨の回答をしていること、vi) 元役員及び複数の同僚が名前を挙げた社会保険事務担当者は連絡先が不明であるところ、当該役員は当該社会保険事務担当者が死亡している旨の回答をしていることから、請求期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険料控除及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、複数の同僚が入社年月日から期間を空けて厚生年金保険の被保険者資格を取得している旨の回答をしている。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500301 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500232 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 5 月 7 日から昭和 36 年 7 月 1 日まで

私は、請求期間に A 事業所の非常勤職員として勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。人事異動通知書がある上、給与明細を転記した当時のノートから「長期」の項目として給与から保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された人事異動通知書、B 事業所（請求者の退職時の事業所。退職時の名称は、C 事業所。）から提出された人事記録及び D 社 E 支店（A 事業所を所管）の回答により、請求者が A 事業所に F 職又は G 職として勤務していたことが確認できる上、請求者から提出された給与明細を転記したとする請求期間当時のノートから、当該期間に給与から「長期」の項目として控除されている金額があることが確認できる。

しかし、D 社 E 支店は、前記ノートに記載された「長期」の項目が何を示すのか不明であり、請求期間に係る厚生年金保険料の控除についても、資料がないため不明である旨回答している。

また、請求期間当時、請求者が同じ非常勤職員だったと記憶する複数の同僚に照会したところ、当該同僚は、A 事業所の給与明細書等を保管しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか不明である旨回答している。

さらに、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 3 月 1 日であり、前記同僚についても、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。